

第2向日向市子ども読書活動推進計画

平成30年3月

日向市

< 目 次 >

第1章	計画策定にあたって	1
	計画策定の背景	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
1	計画策定の目的	2
2	基本方針	2
3	計画の期間	2
第3章	子ども読書活動推進の方策	3
1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
	(1) 役割	
	(2) 現状と課題	
	(3) 推進に向けた取り組み	
2	地域における子どもの読書活動の推進	3
	(1) 役割	
	(2) 現状と課題	
	(3) 推進に向けた取り組み	
3	学校等における子どもの読書活動の推進	5
	(1) 役割	
	(2) 現状と課題	
	(3) 推進に向けた取り組み	
第4章	方策の推進に必要な事項	8
1	推進体制の整備	8
2	啓発・広報の推進	8
3	目標値の設定	8
参考資料		
○	第1次推進計画における取組の成果・課題	11
○	子どもの読書活動の推進に関する法律	16
○	日向市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	19
○	日向市子ども読書活動推進計画策定委員・編集部会名簿	20

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、今日の子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化に伴う地域社会のコミュニケーションの欠如に加え、インターネットや携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及に伴い大きく変化しており、さらには乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

このため、国は、平成13年には子どもの読書活動の推進に関する施策の重要性から、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表するとともに、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画が策定されました。

宮崎県では、平成16年に「宮崎県子ども読書活動推進計画」、平成23年3月には「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動の施策を推進しています。

本市でも、平成20年3月、子どもの読書活動推進の環境を整備し計画的な施策の推進を図るため、「日向市子ども読書活動推進計画」を策定し、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携により多様な取組を進めました。

その結果、市立図書館における児童一人あたりの児童書貸出冊数の増加など、一定の成果が得られましたが、十分な成果が得られているとは言い難い状況です。

そこで、本市における読書活動のさらなる推進を図るため、「第二次日向市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

本市の子どもが、黒潮文化と森林文化が融合するこのかけがえない自然の中で、生涯を通じて、生きる喜び、生きる力を身に付けて自らのものにしていくためにも、十分な読書環境を提供することが必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定することが規定されています。

本計画は、法の理念に基づき、本市における子どもの読書活動推進の環境を整備し計画的な施策のさらなる推進を図るため策定します。

2 基本方針

本市では、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、以下の3つの柱に沿って子どもの読書活動の推進に取り組むこととします。

(1) 家庭、地域、学校等における読書活動の推進

子どもの自主的な読書を推進するには、乳幼児期から、また、就学以降も子どもが読書に親しむ環境づくりが必要です。そのために、家庭、地域、学校等が関係機関と連携し、それぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくりや、読書活動を広げるような機会を提供するよう努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動を支えるには、子どもが日常的に本と出会う場である市立図書館や学校図書館における読書環境の充実が必要です。そのために、図書等が整備され、子どもがいつでも利用できるような体制づくりに努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する広報・啓発

子どもの読書活動をさらに推進するため、子どもの読書活動の意義や重要性について市民の理解を深めるよう普及・啓発に努めます。

3 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成37年度までの8年間とします。

なお、必要に応じて見直しを行います。

第3章 子ども読書活動推進の方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 役割

家庭には、日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境をつくとともに、子どもの読書習慣を形成する役割があります。

(2) 現状と課題

- 子どもの塾・習い事等に関わる時間の増加など、子どもを取り巻く生活環境の変化によって、親子で読書に親しむ機会が十分ではない状況も見られます。
- 保護者からは、読み聞かせを行う際に、本の選び方や読み聞かせの仕方などが分からないと言う声も聞かれます。

(3) 推進に向けた取り組み

- 保護者は、それぞれの家庭でできる方法で、親子で読書の時間を設けるなど、家庭読書に取り組むことが望まれます。
- 市立図書館等が行う、保護者を対象にした選書や読み聞かせ等に関する講座等への積極的な参加を推奨します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 役割

① 市立図書館、公民館図書室等

- 市立図書館は、子どもが学校外で本と出会い親しむことのできる場であることから、子どもの読書活動の中核施設としての役割があります。
- 公民館（*注1）や児童館は、地域住民の学習活動の場であり、子どもの健やかな成長の場であることから、子どもの読書活動推進の一翼を担う役割が期待されます。

② ボランティア・民間団体等

- 読み聞かせや図書館支援活動を行う民間団体には、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供していく役割が期待されます。

また、市民が利用者の立場としてだけでなくボランティアとして図書館事業に関わることは、利用者としての視点や意見を運営に反映できる機会となります。

(2) 現状と課題

① 市立図書館、公民館図書室等

- 親子が本を通じて心触れ合う時間が持てるよう、ブックスタート事業（*注2）、ブックスタートプラス事業（*注3）、図書館ボランティアと連携・協力した「おはなし会」の開催などを行っています。

今後も、子どもが幼児期から読書習慣を身に付け読書意欲を高めることができるよう、読書に親しむ機会の提供に努める必要があります。

- 学校等への団体貸出や専用車両による巡回貸出、児童・生徒の調べ学習に関する資料の提供や、職場体験を通して、小・中学校等と連携しています。
- 広報ひゅうがや図書館のホームページ、としょかんだより「どんぐり」などで各種イベント等の情報発信を行っています。
- 公民館や児童館では、地域の子どもの学習活動や体験活動が行われており、図書室を設けて自由に読書できる環境を整えています。公民館、児童館での読書活動は低迷しています。

② ボランティア・民間団体等

- 図書館ボランティア「友の会」（*注4）は、自主的に定例勉強会、視察研修等を実施して会員のスキルアップに努め、としょかんまつりをはじめとした図書館の子ども読書活動に関する各種行事への参画のほか、本の修理、植栽などの活動を行っています。
- 読み聞かせボランティア連絡会に加入しているグループは、小・中学校、保育園等で読み聞かせを行っています。一部には活動するメンバーの固定化が見られます。

(3) 推進に向けた取り組み

① 市立図書館、公民館図書室等

- 親子で絵本に触れ合うきっかけともなるブックスタート事業や、幼い時期から本に親しみ、図書館を利用したりする機会を増やすため、おはなし会、としょかんまつりなどの事業の充実を図ります。
- 児童・青少年用図書の蔵書の充実や子どもが利用しやすいような配架や展示を行います。
- 司書等が児童・青少年用図書に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識など専門的な知識・技能を高めることができるよう研修の実施に努めます。
- 調べ学習のための専門資料や子ども向けの郷土資料の充実を図るとともに、団体貸出及び巡回貸出などで学校等と連携し、子どもの読書活動がより活発になるよう取り組みます。
- 子どもの読書活動の推進に取り組んでいるボランティアグループ等民間団体の活動が円滑に行えるように情報提供に努め、読み聞かせグループ相互のネットワーク形成を促進します。

- 障がいがある子どもへのサービスとして、点字資料、大活字本、録音資料の整備・提供や、図書館内の車椅子配置や点字ブロック通路の整備、手話・筆談などによるコミュニケーションの確保などの図書館利用の際の介助などに努めます。
 - 公民館、児童館の図書室が地域の読書施設として機能するよう運営し、児童・青少年用図書の整備を図るとともに、読み聞かせなどの子どもの読書活動の機会を提供するよう努めます。
- ② ボランティア・民間団体等
- 図書館ボランティア「友の会」は、図書館が行う様々な取組と連携することにより、子どもの読書活動を支える一翼を担うことが期待されます。
 - 図書館ボランティア「友の会」は、図書館と連携し、子どもの読書活動に関心のある市民を対象にした講座などを開催して、新たなボランティアの拡充に努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 役割

① 幼稚園・保育所（園）

乳幼児期は、情緒や言葉の発達がめざましい時期です。表現力も豊かになり、まわりの人との関わりが形成される時期ですので、絵本の読み聞かせなどの活動を積極的に行い、本に親しむ機会をつくることが大切です。

また、保護者に対して、読み聞かせの大切さを啓発することも重要です。

② 小・中学校

小・中学校においては、それぞれの発達段階や特性等に応じて読書に親しむ機会を設けたり、子ども一人一人の興味・関心に応じて本に親しませ、読書習慣を身に付けさせたりすることが大切です。

そのためには、子ども一人一人の実態に応じた読書環境の充実に努めるとともに、学校図書館の運営を核とした読書指導に関する目標や指導計画を明確にし、家庭・地域・市立図書館との連携を図ることが重要です。

③ 高等学校

高等学校においては、楽しみとしての読書に加え、必要な情報を得るためや、実用としての読書に親ませることが大切です。

また、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成するために、学校図書館と授業との連携が重要です。

(2) 現状と課題

① 幼稚園・保育所（園）

- 幼稚園・保育所（園）では、絵本コーナーの設置や市立図書館の団体貸出を利用するなどして、子どもがいつでも絵本に親しめる環境づくりを行っています。また、多くの幼稚園・保育所（園）では、教員や保育士、図書館やボランティアによる読み聞かせなどを行っています。
- 保護者に対して、子どもの読書活動の必要性について園だよりなどでの情報提供を行っています。

② 小・中学校

- 学校図書館の図書資料等の状況は、学校図書館図書標準（*注5）を満たしていない学校があります。そのため、読書活動や調べ学習のための資料等が十分ではなく、児童生徒の読書活動に支障をきたす場面も見受けられます。
- ほぼすべての小・中学校では、コンピュータによる図書貸し出しシステムが導入されていますが、より使いやすい機器の更新が望まれます。
- ほとんどの小・中学校で「一斉読書の時間」を設定しており、読書に親しむ時間の設定を行っています。また、児童生徒が委員会活動で学校図書館の運営に携わっています。
- 小・中学校では、司書教諭（*注6）や図書主任（*注7）等が、組織的・計画的な学校図書館の運営や読書指導を行っています。また、学校における子どもの読書活動を推進するために、学校内で子どもの読書活動の重要性について共通理解を図っていますが、まだ十分ではありません。
- 小・中学校では、保護者やボランティアの連携による読み聞かせやブックトークなどを積極的に実施しているところがありますが、取組が一部に偏っている傾向があります。

③ 高等学校

- 市内3校はすべて、コンピュータによる図書貸し出しが導入されています。
- 生徒図書委員会の生徒たちが、貸し出しの当番や図書だよりの発行を行うなど、学校図書館の運営に携わっています。
- 市内3校すべてで、「朝の10分間読書」を行っています。
- 家庭科の保育学習で、保育園で読み聞かせを行っている学校もあります。
- 平成29年度より、図書館活動や読書活動及び図書館を利用した学習活動の活性化を図るため、司書資格を持つ「学校司書エリアコーディネーター」が県内の3つのエリアに6名配置されました。県北エリアは日向高校と富島高校に配置され、エリア内の連携校を訪問し学校図書館運営に対する指導助言等を行っています。

(3) 推進に向けた取り組み

① 幼稚園・保育所（園）

- 幼稚園・保育所（園）は、乳幼児期から読書の楽しさを知ることができるよう、子どもの発達段階や実態に応じた絵本を選書し、読み聞かせなどを行い、子どもが本に親しめるよう支援します。
- 幼稚園・保育所の職員や乳幼児を持つ保護者は、子どもの読書活動の重要性及び豊かな感性や言葉の基礎を培う読み聞かせのポイントや選書の仕方などについての知識を深めるよう努めます。

② 小・中学校

- 学校図書館では、児童生徒が自分で必要な図書を手に取ることができるようにわかりやすく分類したり、調べる内容に応じた図書コーナーを設けたりするなど、各学校が創意工夫をし、子どもの読書環境の充実に取り組みます。また、すべての小・中学校で、市立図書館と連携し巡回貸出や団体貸出を利用するなど、本に出会う機会の提供に努めます。
- 読書の時間や機会を確保するため、すべての小・中学校で教育課程に工夫を加え、各校の実情に応じて「一斉読書の時間」など読書活動の時間を設けるよう努めます。
- 司書教諭や図書主任等が中心となり、学校図書館の運営や教育活動についての研修を行い、学校内で子どもの読書活動の重要性について共通理解を図るよう努めます。
- 小・中学校においては、司書教諭や図書主任等の補助として、学校図書館司書を計画的に配置することにより、児童生徒の読書活動推進や読書環境の整備に努めます。また、各小・中学校における全体計画を整備し、読書活動を効果的に推進するとともに、教科や総合的な学習の時間においても、学校図書館が十分に活用されるよう努めます。
- 各学校で保護者やボランティア等と連携して、読書活動に関する意見交換や情報提供を行います。また、親子で取り組む家庭読書など、子どもが本に親しむ機会を増やすよう支援します。

③ 高等学校

- 各高校が、学校の特性に応じた選書や効果的な配架を行い、生徒の読書環境の充実に取り組みます。
- 司書教諭や図書主任が中心となり、学校図書館の運営や読書活動についての研修を行い、学校図書館と教科が連携できるよう努めます。
- 読み聞かせやビブリオバトル、読書感想文、ポップの作成などに生徒図書委員を中心に取り組み、読書活動の充実に努めます。

第4章 方策の推進に必要な事項

1 推進体制の整備

- 本計画の実施状況を定期的に把握し、日向市図書館協議会等関係機関との協議を行うとともに、進捗状況を検討・評価し、必要な見直しを行うなど、さらなる施策の推進を図ります。
- 学校等は、読書活動の実態調査と課題の把握のため、毎年6月にアンケートを実施し、現状と課題を明らかにし、読書活動推進のための工夫・改善の基礎データとします。

2 啓発・広報の推進

- 子どもの読書活動の推進の意識が高まるよう、子どもの読書活動についての啓発・広報に努めます。
- 「子ども読書の日」(*注8)、春の「こどもの読書週間」(*注9)、秋の「読書週間」(*注10) に行う「としょかんまつり」をはじめとした子どもの読書活動推進の取組の充実を図り、子どもの読書意欲を高め、読書の楽しさや大切さを伝えます。

3 目標値の設定

(1) 市立図書館の児童書数

今後8年間で、市立図書館における児童書蔵書数の充実を図ります。

平成30年度 62,000冊 → 平成37年度 71,000冊

*目標値は、平成28年度末蔵書数等を基礎に算定。

*28年度末蔵書数 59,777冊 (絵本、紙芝居を含む)。

(2) 市立図書館の児童書貸出数

今後8年間で、市立図書館における児童書貸出冊数の拡大を図ります。

児童書の貸出数

平成30年度 132,000冊 → 平成37年度 145,000冊

*目標値は、平成28年度実績を基礎に算定。

*28年度末貸出冊数 127,838冊

(3) 学校図書館の図書冊数

今後8年間で、学校図書館における図書蔵書数の充実を図ります。

小学校 平成30年度 100,000冊 → 平成37年度 116,000冊

中学校 平成30年度 68,000冊 → 平成37年度 80,000冊

高等学校 平成30年度 80,000冊 → 平成37年度 87,000冊

*目標値は、平成27年度及び28年度実績を基礎に算定。

*27年度末蔵書数 小学校 97,776冊 中学校 65,573冊

*28年度末蔵書数 高等学校 79,389冊

(4) 児童生徒が1か月間に読む読書冊数

今後8年間で、学校図書館等における読書冊数の拡大を図り、読書活動を推進します。

小学生 平成30年度 13.3冊 → 平成37年度 17.7冊

中学生 平成30年度 3.7冊 → 平成37年度 4.3冊

高校生 平成30年度 0.8冊 → 平成37年度 1.0冊

*目標値は、平成27年度及び28年度実績を基礎に算定。

*27年度末読書冊数(平均) 小学生 12.2冊 中学生 3.6冊

*28年度末読書冊数<学校図書館の貸出冊数>(平均) 高校生 0.7冊

公民館（*注1）

市が設置する地域における住民への学習機会や集会の場の提供等を行う社会教育施設のこと。市内に、中央公民館、日知屋公民館、大王谷公民館、細島公民館、南日向公民館、美々津公民館、東郷公民館があり、このうち中央公民館を除く6か所に図書室が設置されている。

ブックスタート事業（*注2）

赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心触れ合う時間を持つきっかけを作るために、乳幼児健診等の機会に乳幼児向け絵本を手渡す事業。本市では、平成16年度から実施、7か月健診時に行っている。

ブックスタート・プラス事業（*注3）

ブックスタートで芽生えた絵本への親しみや読書習慣を持ち続けてもらうよう絵本を手渡す事業。本市では、平成21年度から実施、1歳6か月健診時に行っている。

図書館ボランティア「友の会」（*注4）

平成9年に発足したボランティア団体で、市立図書館を拠点に読書普及や図書館の健全な発展向上を目的に活動している。

学校図書館図書標準（*注5）

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標。

司書教諭（*注6）

学校図書館法で規定され、学校図書館の専門的活動を行う。

図書主任（*注7）

校務分掌として学校図書館に係る仕事を受け持つ。

「子ども読書の日」（*注8）

4月23日。平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

「こどもの読書週間」（*注9）

4月23日から5月12日までの期間。昭和34年に始まり、平成12年「子ども読書年」を機に、現在の約3週間に期間が延長された。

「読書週間」（*注10）

10月27日から11月9日までの2週間。この期間、読書を推進する行事が集中して行われる。

資 料 編

○ 第1次推進計画における取組の成果・課題	……	11
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	……	16
○ 日向市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	……	19
○ 日向市子ども読書活動推進計画策定委員・編集部会名簿	……	20

○ 第1次推進計画における取組の成果・課題

(1) 市立図書館の成果と課題

項 目	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 28 年度
市立図書館の児童書の蔵書数	45,142 冊	53,727 冊	59,777 冊
市立図書館の児童書の貸出冊数	128,341 冊	116,877 冊	127,838 冊
図書館利用カード登録人数 0歳～15歳	7,363 人	6,223 人	5,120 人
1人当たり児童書貸出冊数 0歳～15歳	17.4 冊	18.8 冊	25.0 冊
図書館主催おはなし会の回数	397 回	260 回	259 回
図書館主催おはなし会の参加者数	—	9,094 人	9,175 人
ブックスタート配布人数 各2冊	581 人	566 人	489 人
ブックスタートプラス配布人数 各1冊	—	529 人	529 人
巡回貸出の学校数	9 校	6 校	5 校
巡回貸出の利用者人数	4,849 人	3,678 人	3,717 人
幼稚園・保育所・学校への貸出 団体数	45 団体	39 団体	41 団体
幼稚園・保育所・学校への貸出冊数	39,377 冊	29,410 冊	32,889 冊
読み聞かせグループ連絡会加入団体数	※) 14 団体	13 団体	15 団体
読み聞かせグループ連絡会加入団体の 会員数	※) 186 人	195 人	175 人

※) は平成 20 年度実績

○主な取組

- ・平成 21 年 4 月 ブックスタートプラス開始
- ・平成 21 年 10 月 図書館システム更新及び新たなホームページを導入
- ・平成 24 年 3 月 住民生活に光をそそぐ交付金（総務省所管）を活用し、施設を改修した。どんぐり広場、学習室を設けたほかトイレの洋式化、書庫改修、車庫新設及び外灯を整備した。
- ・平成 24 年 6 月 図書館だより「どんぐり」発行
- ・平成 25 年 4 月 貸出冊数上限を 5 冊から 10 冊に変更
- ・平成 25 年 4 月 利用者用インターネット端末を設置

○成果・課題

- ・児童 1 人当たりの貸出冊数は、8 冊増加しました。これは、1 人当たり貸出冊数の上限を 10 冊に変更したことによるものと思われます。
- ・ブックスタート事業の新たな取組として、1 歳 6 か月児を対象に絵本を手渡すブックスタートプラス事業を平成 21 年度から開始しました。
- ・読み聞かせグループは、会員人数が減少しています。活動を休止したグループのなかには、会員の高齢化や固定化によるものが見られます。
- ・図書館から比較的遠い学校へ専用車両で本を貸し出す巡回貸出は、減少しています。これは、学校統廃合や学校図書館の整備が進んだことによるものと思われます。

(2) 小・中学校の成果

項 目	区分	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
学校図書館の図書冊数	小学校	89,029 冊	86,741 冊	97,776 冊
	中学校	70,116 冊	58,168 冊	65,573 冊
異学年や異校種間交流による読み聞かせを実施する学校の数	小学校	4 校	2 校	6 校
	中学校	2 校	1 校	1 校
放課後に学校図書館が利用できる学校の数	小学校	1 校		1 校
	中学校	0 校		0 校
全校一斉の読書活動を行う学校の割合	小学校	100%	100%	92.9%
	中学校	50%	100%	85.7%
全校一斉の読書活動を行う学校の週あたり実施回数	小学校		2.55 回	2.54 回
	中学校		2.13 回	1.86 回
読み聞かせやブックトークを行う学校数	小学校	16 校	14 校	12 校
	中学校	5 校	4 校	5 校
学校図書館での児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校		37.3 冊	27.4 冊
	中学校		2.8 冊	6.1 冊
蔵書をデータベース化している学校の割合	小学校	68.8%	100%	100%
	中学校	85.7%	100%	85.7%
図書の貸出等を通して公共図書館と連携している学校の割合	小学校	100%	100%	100%
	中学校	85.7%	100%	85.7%
児童生徒が 1 か月に読む読書冊数	小学校		15.8 冊	12.2 冊
	中学校		3.7 冊	3.6 冊

* [H19] 小 16 校、中 7 校 [H20] 小 14 校、中 7 校 [H27] 小 13 校、中 7 校

(3) 小・中学校図書館の図書冊数等内訳 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	学校名	蔵書数 (冊)	学校図書館図書標準冊数 (冊)	学校図書館図書標準達成状況 (%)
1	富高小学校	8,953	9,960	89.9
2	日知屋小学校	7,804	7,000	111.5
3	財光寺小学校	7,243	9,160	79.1
4	細島小学校	7,065	5,560	127.1
5	塩見小学校	7,222	6,040	119.6
6	平岩小学校	9,117	6,040	150.9
7	美々津小学校	4,190	5,560	75.4
8	大王谷小学校	8,982	11,160	80.5
9	日知屋東小学校	9,004	11,160	80.7
10	財光寺南小学校	9,076	9,960	91.1
11	東郷小学校	4,662	5,560	83.8
12	坪谷小学校	4,170	3,520	118.5
13	寺迫小学校	10,288	5,560	185.0
	小学校 合計	97,776	96,240	107.2

	学校名	蔵書数 (冊)	学校図書館図書標準 冊数 (冊)	学校図書館図書標準 達成状況 (%)
1	富島中学校	14,506	12,640	114.8
2	岩脇中学校	9,117	6,720	135.7
3	美々津中学校	5,481	6,080	90.1
4	日向中学校	7,865	10,160	77.4
5	財光寺中学校	12,901	12,160	106.1
6	大王谷中学校	12,200	10,720	113.8
7	東郷中学校	3,503	6,720	52.1
	中学校 合計	65,573	65,200	98.6

※学校図書館の現状に関する調査より抜粋

(4) 高等学校の成果 (平成 28 年度の状況)

	学校名	蔵書数 (冊)	1人当たりの 平均貸出冊数 (冊)	生徒数 (学級数)
1	日向高校	28,496	2.1	607 人 (18)
2	富島高校	27,060	3.0	582 人 (15)
3	日向工業高校	23,833	23.0	315 人 (9)
	合計	79,389	9.4	1,504 人 (42)

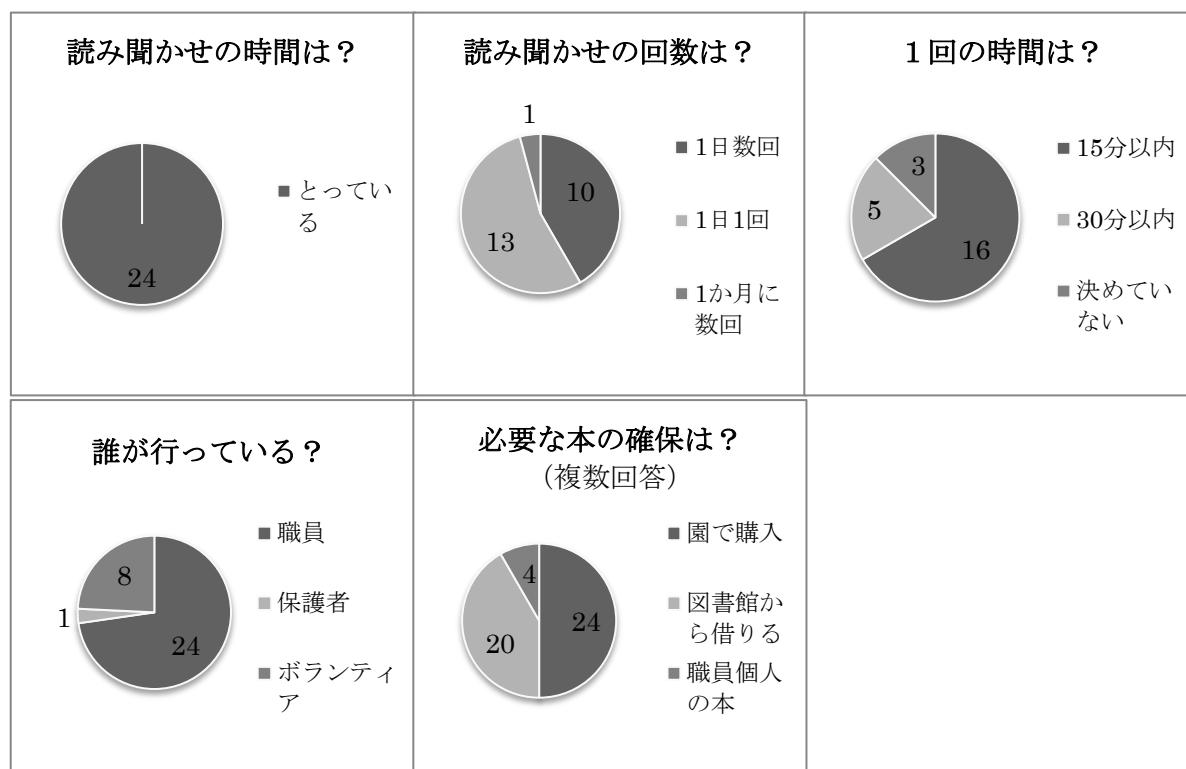
※学校図書館の現状に関する調査より抜粋

※1人あたりの平均貸出冊数 (冊) は年間の平均数値。

○読書活動推進実態調査アンケート（平成29年12月実施アンケート集計結果）

市立図書館では、平成29年12月に、市内幼稚園・保育園29園を対象とした「読書活動推進実態調査アンケート」を実施しました。
調査対象29園（配布）に対し、24園から回答をいただきました。

(1) 幼稚園・保育園で実施している読み聞かせについて



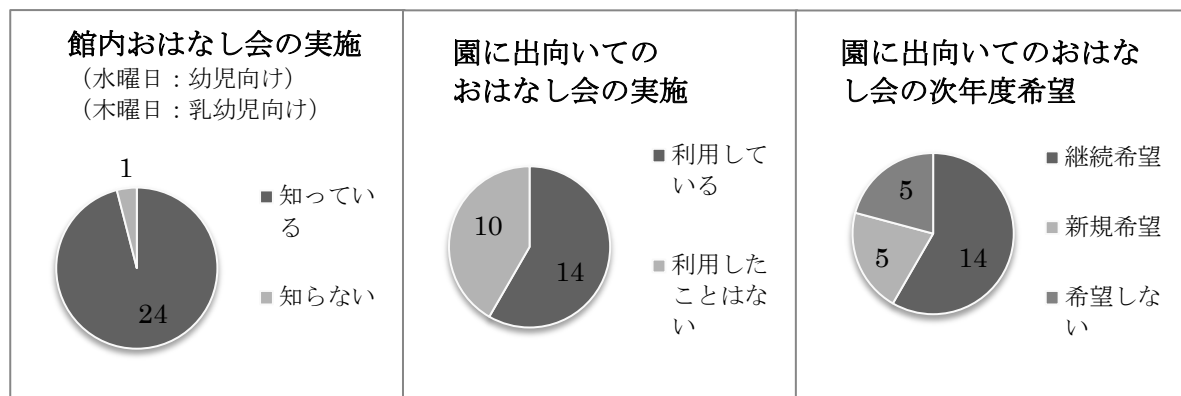
○読み聞かせ以外の読書活動を行っていますか。（*以下、主なものを記載）

- ・図書館から借りた本を貸し出す。
- ・子どもが手に取りやすい場所に絵本を置く。
- ・帰る前の20分間、自由に本を読む時間をつくっている。
- ・園だよりなどで絵本の紹介を行っている。
- ・園児全員が絵本を購入（定期購読）し、家庭での読み聞かせを推進している。

○読書活動を進める上での問題点、子どもの読書について日頃お考えのことをお聞かせ下さい。

- ・本を読むことは、この先どんなに電子機器が発達しても必要なことだと思う。
- ・職員への指導を行い、読み聞かせの方法（場の設置、声の大きさなど）基本的なことをふまえた上で、年齢に応じた読み聞かせを行っていきたい。
- ・保護者へ家庭での読み聞かせを呼びかけてはいるが、実施している家庭は少ないようだ。
- ・選書がクラス担任の好みに偏ることがある。
- ・同年齢で読み聞かせを行っても、本の内容の理解度に差がある。紙芝居だと比較的全員が集中しているように感じる。

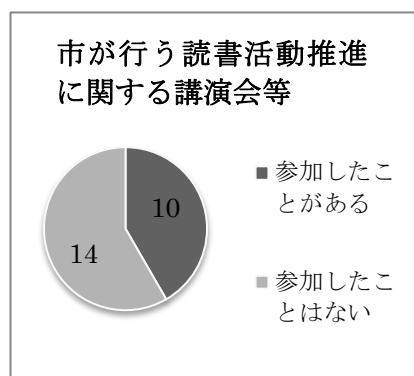
(2) 図書館主催のおはなし会について



○現在、図書館が出向いてのおはなし会を利用している園では、何らかの成果はありましたか。

- ・手遊びなどもあり、子どもたちや職員も楽しんでいる。
- ・職員以外の読み聞かせなので、違った雰囲気があり子どもたちは喜んでみている。
- ・自分で本を手にとってみる場面が多くなった。
- ・様々な絵本に興味関心を持つようになった。長いお話を集中して聞けるようになってきた。

(3) 子どもの読書活動推進について



○今後、図書館が読書活動推進の啓発のために講演会や講座を開催する場合、どのような内容のものに参加してみたいですか。

- ・絵本作家による絵本を作ったいきさつや思いを聞く。
- ・年齢に応じた本の選び方、おすすめの図書の紹介、図書館員の選書の仕方。
- ・親子（大人と子ども）で参加できる身近なもの。
- ・読み聞かせが子どもに与える影響やメリットについて。
- ・読み聞かせ以外の読書活動推進の方法やめずらしい取組み。
- ・アナウンサーによる読み聞かせ講座

○子どもの読書活動推進についてご意見をお聞かせください。

- ・保育時間が長い子が増えており、親子でゆっくりと触れ合う時間や読み聞かせの時間が減ってきている。親子で気軽に参加できるイベントがあればいいと思う。
- ・家庭での読み聞かせの大切さを伝えていきたい。図書館と協働して、保護者への普及活動に取り組んでいきたい。
- ・保育園だけの取組は難しいので、学校の家庭教育学級などと連携し幅広く活動してはどうか。

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○ 日向市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成26年2月5日
教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づき、日向市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、日向市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、計画の原案を策定し、これを教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、日向市立図書館条例(昭和35年日向市条例第7号)第6条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員をもって組織する。

2 策定委員会に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、協議会の委員長を、副会長は、協議会の副委員長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、過半数の委員の出席で成立し、出席委員の過半数の賛成をもって議事を決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを策定委員会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(編集部会)

第5条 計画の策定に必要な調査及び検討を行うため、策定委員会に編集部会を置く。

2 編集部会の部員は、会長が指名する。

3 編集部会に部会長及び副部会長を置き、部員の互選により定める。

4 編集部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

5 編集部会は、必要に応じて第1項に規定する調査及び検討の状況について、策定委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

○ 日向市子ども読書活動推進計画策定委員会委員・編集部会名簿

策定委員会

No.	役職	氏名	所属等	備考
1	会長	中村 敏彦	社会教育指導員(中央公民館)	図書館協議会委員長
2	副会長	山中 千穂	社会教育指導員(大王谷公民館)	図書館協議会副委員長
3	委員	後藤 博子	日向市学校法人立幼稚園協会	図書館協議会委員
4	委員	山之内雅己	小学校校長会(細島小学校長)	図書館協議会委員
5	委員	井上 雅典	中学校校長会(財光寺中学校長)	図書館協議会委員
6	委員	沖田 實美	日向市区長公民館長連合会長	図書館協議会委員
7	委員	岡田いずみ	図書館ボランティア「友の会」	図書館協議会委員
8	委員	柳田むつみ	音訳・点訳ボランティア「虹の会」	図書館協議会委員
9	委員	美根香奈子	日向市PTA協議会	図書館協議会委員
10	委員	寺原みづえ	日向市保育協議会	図書館協議会委員

策定委員会編集部会

No.	役職	氏名	所属等
1	部会長	渡 勝	学校教育課課長補佐
2	副部会長	山中 千穂	社会教育指導員
3	部員	吉本 有美	県立日向工業高等学校教諭
4	部員	治田 健吾	文化生涯学習課生涯学習係長
5	部員	田中 祐子	こども課保育係長
6	部員	布谷 紹代	図書館司書

オブザーバー

No.	氏名	所属等
1	金澤由紀子	県教育庁北部教育事務所社会教育主事

第2向日向市子ども読書活動推進計画

平成30年（2018年）3月

〈編集・発行〉 日向市教育委員会
日向市本町10番5号
TEL 0982-52-2111